

労基みえ

第208号 令和7年7月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail: roukimie@mierouki.or.jp



ヒマワリ(亀山市)

令和7年度 全国安全週間を迎えて



三重労働局長

石田 聡

一般社団法人三重労働基準協会連合会及び各地区労働基準協会の皆様方には、日頃から労働行政の推進に格別の御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も6月を準備期間として、7月1日から7日まで全国安全週間が実施されます。

この全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断されることなく、今回で98回目を迎えます。

この間、事業場では労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきましたが、令和6年の三重県内における労働災害による死亡者数は、対前年比で4人増加して15人となり、休業4日以上之死傷者数は、対前年比で2人増加して2,343人で、4年連続の増加となり、令和3年以降、死傷者数が増加に転じてから続いている増加傾向に歯止めがかからない状況となっ

ています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

このような状況の下、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、計画年次3年目となる「第14次労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、労使一丸となった取組が求められるところです。

そのため、令和7年度は

『 多様な仲間と 築く安全 未来の職場 』

のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

三重労働局では、「三重労働局第14次労働災害防止計画」を推進するとともに、死亡災害の撲滅と死傷災害2,000人未満を目標とする「令和7年 死亡災害撲滅・アンダー2,000みえ推進運動」を展開しています。

会員の皆様方におかれましては、本週間を契機に職場における労働災害防止活動の大切さを再確認していただき、全ての人々が安心して安全に働くことのできる職場を実現いただきますようお願い申し上げます。

令和7年度(第98回) 全国安全週間



期間:7月1日～7日(準備期間 6月1日～6月30日)

全国安全週間は、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として実施しています。

本年度は、

『多様な仲間と 築く安全 未来の職場』

のスローガンの下、実施されます。

事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、一丸となった取組が求められるところです。全国安全週間を契機とし、職場における労働災害防止活動の重要性を再確認し、多様な人材が安心して安全に働ける職場を目指し、積極的な安全活動に取り組みましょう。

- 【主唱者】厚生労働省、中央労働災害防止協会
- 【協賛者】建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 【協力者】関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体
- 【実施者】各事業場

○【実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項】

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

○【実施者が継続的に実施する事項】

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策

※「全国安全週間実施要綱」はこちらから

検索

全国安全週間実施要綱

三重県内の労働災害発生状況

	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和6年 6月12日速報	令和7年 5月末	対前年比	令和6年 5月末	令和7年 5月末	対前年比	対前年比
全産業	6	1	-83%	724	764	+40	+5.5%
製造業	1	0	-100%	189	195	+6	+3.2%
建設業	2	1	-50%	82	71	-11	-13.4%
運輸業	1	0	-100%	100	105	+5	+5.0%
林業	1	0	-100%	10	13	+3	+30.0%
小売業	0	0	±0%	92	102	+10	+10.9%
保健衛生業	0	0	±0%	88	99	+11	+12.5%
その他の産業	2	0	-200%	139	140	+1	+0.7%

製造業 内訳	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和6年 6月12日速報	令和7年 5月末	対前年比	令和6年 5月末	令和7年 5月末	対前年比	対前年比
食料品	0	0	±0%	46	47	+1	+2.0%
木材・木製品	0	0	±0%	6	5	-1	-16.7%
化学工業	0	0	±0%	19	29	+10	+52.6%
窯業土石製品	0	0	±0%	16	14	-2	-12.5%
金属製品	0	0	±0%	26	20	-6	-23.1%
一般機械	0	0	±0%	11	15	+4	+36.4%
電気機械器具	0	0	±0%	6	10	+4	+66.7%
輸送用機械	0	0	±0%	23	20	-3	-13.0%
その他の製造業	1	0	-100%	15	15	±0	±0%

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」
(新型コロナウイルス感染症を除く)



令和7年度

墜落災害防止強調月間

あせるな

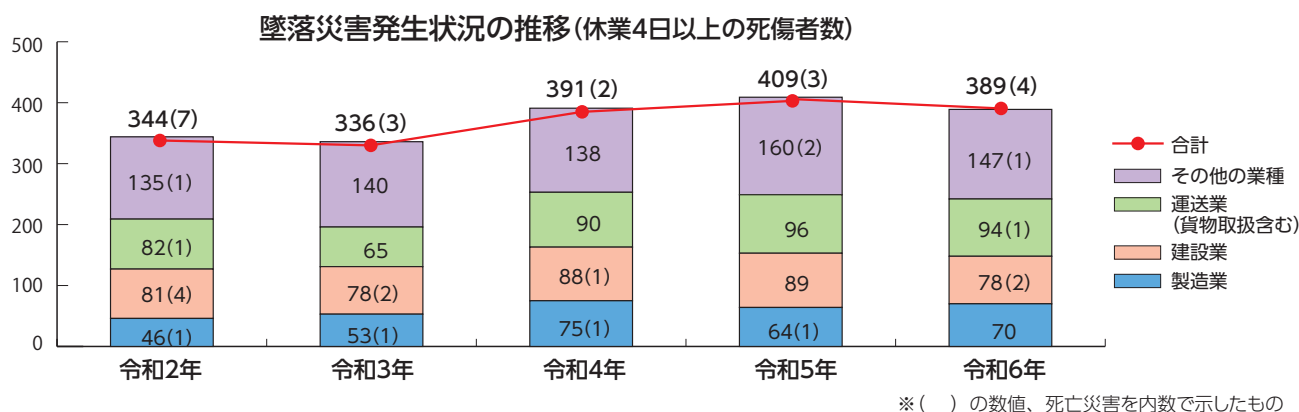
いそぐな

おこたるな

「墜落・転落」による労働災害は、建設業、運輸業を中心に各業種を通じて多発するとともに、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。

三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。

作業に応じた「墜落によるリスクの低減措置」を図りましょう。



1 足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。

その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー(移動式足場)や作業台等の使用を検討しましょう。

3 荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

令和6年に発生した墜落による死亡災害事例

業 種	被災者の職種・年齢	災害発生状況
道路貨物運送業	運転者・50代	被災者は、地上約3mのトラック荷台上で荷積み作業中、荷台上から地面に墜落した。
ビルメンテナンス業	清掃員・70代	被災者は、ハンディ型の掃除機を使用し階段の清掃作業中、階段を転落した。
その他の建設業	はつり工・40代	被災者らは、足場の作業床上で作業中、作業によって生じた堆積物により作業床が崩壊し、底部まで墜落したものの。
	はつり工・30代	



三重労働局・各労働基準監督署

熱中症は「命」に関わる問題です!

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン
取組期間:5月1日～9月30日

令和6年に三重県内で発生した熱中症による死傷者数は、27人となり前年に比べ11人増加し、3年連続の増加となりました。また、建設現場などの屋外での作業に限らず、屋内での作業においても発生しています。

三重労働局では、労働災害防止団体との連携のもと、職場における熱中症の予防のため「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しています。

【令和7年度重点】

- 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができる体制整備等
- 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者への医師等の意見を踏まえた配慮

作業時間の短縮

単独作業を控え、作業時間を短縮し、こまめに休憩をとりましょう。
また、人命尊重のため「作業中止」の判断も必要です。

熱への順化期間

長期休み明け等は、1週間程度かけて徐々に体を慣らしましょう。

水分・塩分の補給

作業前、作業中(定期的)、作業後に「水分・塩分摂取」を行い、管理者は摂取状況を確認しましょう。

涼しい服装・プレクーリング

透湿性・通気性の良い服装を着用し、クールベストや空調服などを併用しましょう。

労働者に対する教育

厚生労働省が公表している「職場における熱中症予防マニュアル」等を活用し、すべての労働者に対し、①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の応急措置、④熱中症の事例についての教育を行います。

労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者または熱中症についての十分な知識を有した者の中から選任した熱中症予防管理者を中心に対策を進めましょう。

高温多湿な場所での対策

「送風機」、「スポットクーラーなどの冷房設備」のほか、屋外では「簡易テントによる日除け」などを設置し、直射日光や照り返しを避けるようにしましょう。

休憩場所における対策

冷房設備、ミストシャワー、氷、冷たいおしぼり、飲料水、スポーツドリンク、塩飴、緊急処置の救急用具を備えましょう。

健康診断結果に基づく対応

「糖尿病」、「高血圧症」、「心疾患」、「腎不全」、「精神・神経系の疾患」、「感冒」、「広範囲の皮膚疾患」、「下痢」など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえ配慮を行います。

日常の健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の摂取など、健康管理についての指導を行います。

健康状態の確認

作業開始前だけでなく、作業中は頻繁に巡視を行い、積極的に声かけをして確認しましょう。

身体状況の確認

休憩場所に体温計、体重計を備え、必要に応じて身体状況を確認できるようにしましょう。
声かけをして確認しましょう。

緊急連絡網の作成と周知

熱中症の発生に備え、あらかじめ病院、診療所等の所在地と連絡先を記載した「緊急連絡網」を作成し周知しましょう。

熱中症を疑わせる症状が出たら

涼しい場所で身体を冷やし、水分・塩分の摂取を行ってください。必要に応じて救急隊を要請してください。
病院に運ぶまでは、被災者を絶対に一人にしないでください。

三重労働局ホームページ
「熱中症予防特設ページ」

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop_neccyusyo_mie.html



職場における熱中症対策が強化されました
～令和7年6月1日 改正労働安全衛生規制施行～

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重症化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。



労働保険の手続きは電子申請をご利用ください

労働保険に関する申請や届出は、書面での手続きではなく「電子申請」をご利用いただくことでインターネットを経由して『カンタン・便利に』手続きできます。

「e-Gov」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。

- 労働保険の電子申請手続きは「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

より行うことができます。

電子申請手続e-Gov



- 労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続き

することができます。

- 電子申請未利用事業アドバイザーが、無料で初期設定の不安や不明点を解消します！

- 厚生労働省HP「労働保険関係手続の電子申請について」をご覧ください。

- ・電子申請未利用事業アドバイザー事業
- ・労働保険の電子申請説明動画
- ・労働保険関係手続の電子申請にかかる基本的な流れなどを掲載しています。

労働保険電子申請
イメージキャラクター
ペパレス執事



労働保険関係手続の
電子申請について



労働保険の電子申請が義務付けられている特定法人^(※1)は、労働保険年度更新申告書の提出を電子申請で行うことが義務化されています。対象となる事業主に対しては、来年度（令和8年度）の年度更新から申告書を送付しない予定です。

- (※1) ・資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社（保険業法）
 - ・投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
 - ・特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

労働保険（労災保険・雇用保険）の令和6年度確定保険料と令和7年度概算保険料の申告・納付は、**令和7年7月10日(木)**までとなっております。

申告・納付がお済でない場合は速やかにお手続きをお願いいたします。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント

賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円（※2）
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	



活用のポイント

労働時間削減等の取組（賃上げ）+設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合

（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算

（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（※1）（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ（※2）を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース（人材育成訓練）の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施 助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 （訓練終了後の賃上げ等加算）

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるかが異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や**雇用環境の整備**（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ（5%以上）を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額（※1・2）
①賃金規定制度	50万円 (40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円 (20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み （賃上げ加算）

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能（※）
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げ（5%以上）で、助成額を加算

（※）賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円（150万円）。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

- ・ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）
- ・これら就職困難者等を就業経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- ・**雇入れ支援コース**：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・**中途採用拡大コース**：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- ・在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成（上限額8,635円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金/パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



(R 7. 4)



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由^(※)によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

※ 災害の直接的な被害による事業活動の縮小は「経済上の理由」に該当せず助成対象となりません。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上^(※)増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。（計画届とともに協定書の提出が必要）
- 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間内の最後の判定基礎期間末日若しくは支給対象期末日（いずれか遅い日）の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人あたり 8,635円が上限です。（令和6年8月1日現在）	1 / 2	2 / 3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日当たり) 1, 200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※ 休業等の場合、支給を受けた日数が計30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より、当該判定基礎期間における教育訓練の実施率によった助成率及び訓練加算が適用されます。

詳しくは雇用調整助成金ガイドブック（<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>）をご確認ください。





事業主のみなさんへ

アルバイトの労働条件を確かめよう！

1 アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。

■ 会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。特に次の 7 項目については必ず書面で明示しなければなりません。

- ①労働契約の期間について
 - ②更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準などについて ※契約期間が有の場合
 - ③仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲について
 - ④仕事の始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーションなどについて
 - ⑤バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日について ※バイト代などの賃金も都道府県ごとに「最低賃金」を下回ることはできません。高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
 - ⑥退職時・解雇時のきまりについて
 - ⑦無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件について
※有期労働契約が 5 年を超えて反復更新されたアルバイトの場合
- ※労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設置しましょう

- 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などについては、使用者が一方的に変更を命じることはできません。

3 アルバイトの労働時間も適切に把握することが必要です。

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に記録する必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けの時間、研修・教育訓練を受講した時間も労働時間となります。
- アルバイトでも労働時間は 1 分単位で管理の上で残業代の支払いが必要です。

4 商品を強制的に購入させることはできません。 また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

- アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させる売買契約は公序良俗に反して無効となり、また不法行為として損害賠償責任が認められる可能性があります。

5 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

- バイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ
総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

0120-811-610

相談
無料

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができるようになりました!!

ポイント1 内容の異なる協定等の一括届出機能

e-Gov電子申請では、協定等の内容が本社と異なる場合、事業場の数だけ別々に届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届出作業を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届出を一括して届け出ることができます。

ポイント2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能

e-Gov電子申請では、本社一括届出を行う際は「対象事業場一覧作成ツール」を用いて作成したCSVファイルを添付いただく必要がありますが、このポータルサイトを使えば、ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付されます。

ポイント3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能

e-Gov電子申請では、事業場の所轄労働基準監督署を検索して、届出先を確認する必要がありましたが、このポータルサイトを使えば、事業場の所在地情報を入力するだけで、所轄労働基準監督署が自動選択されますので、届出先誤りを防止することができます。

ポイント4 次回届出時のリマインド・複写機能

36協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレスあてにリマインドメールを送信します。また、e-Gov電子申請では、次回届出時には一から届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、前回届出時の内容を複写して初期表示し、変更点のみ修正して届け出ることができます。

具体的な使い方は、ウェブサイトに掲載の利用案内をご確認ください

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html



法令制度に関するお問い合わせは、三重労働局監督課(059-226-2106)
または最寄りの労働基準監督署までお願いします。

連合会活動日誌

(令和7年3月～5月)

◆3月17日 労働福祉部会を開催

令和6年度事業の進捗状況、令和7年度の事業計画等について意見をお聞きました。また、三重労働局から労働基準部長をお招きし、令和7年度の労働基準行政の動向・重点等についてご説明・ご指導を頂きました。

◆3月18日 総務部会を開催

令和6年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について説明し、令和7年度事業計画等について意見をお聞きました。

◆3月19日 安全衛生部会を開催

令和6年度事業の進捗状況、令和7年度の事業計画等について意見をお聞きました。また、三重労働局から健康安全課長をお招きし、熱中症関連の法規制等についてご説明・ご指導を頂きました。

◆3月24日 令和6年度第4回通常理事会を開催

令和6年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について報告、説明を行うとともに、令和7年度の事業計画及び予算、令和7年度定時総会等を議題に開催しました。

◆4月21日 監事による令和6年度事業の業務・会計監査を実施

令和6年度決算の完了等に伴い監査が実施されました。

◆4月23日 令和7年度第1回労働災害防止等関係団体会議に出席
三重労働局が主催し県内防災団体等をメンバーとする同会議に事務局長・次長が出席し、三重県産業安全衛生大会について共催団体間の打ち合わせを行いました。

◆4月24日 令和7年度安全衛生セミナー(衛生管理者の集い)を開催
津フェニックスビル6階講習会場において、52名の参加者を得て開催しました。

◆4月28日 地区労働基準協会との業務連絡会議を開催
地区労働基準協会との業務連絡会議を開催し、共催事業で

ある三重県産業安全衛生大会など連合会事業について説明するとともに、ご意見をいただきました。

◆5月8日 令和7年度第1回通常理事会を開催

令和7年度定時総会への提出議題、令和6年度公益目的支出計画実施報告書等を議題として理事会を開催しました。

◆5月9日 中部安全衛生技術センターとの連絡会議に出席

本年10月5日に三重県総合文化センターで行われる、労働安全衛生法に基づく免許試験(三重地区特別出張試験)の実施に向けて、同センターと当連合会を始めとする協力団体等との連絡会議に出席しました。

◆5月16日～23日 各地区労働基準協会総会に出席

16日から23日にかけて、各地区労働基準協会の総会が行われ、事務局が会長代理として出席しました。

◆5月28日 令和7年度定時総会・令和7年度第2回通常理事会を開催～新役員を選出

全会員出席のもと、令和7年度定時総会が開催され、令和6年度事業報告・決算報告が原案どおり承認されるとともに、令和7年度事業計画・収支予算を報告しました。また、理事・監事の改選について審議し、新役員を決定しました。令和7年度の役員は次の皆様方になります。

杉浦雅和(代表理事・会長)	宇野恭生(理事・副会長)
山崎長徳(理事・副会長)	田端英明(理事・副会長)
山本重雄(理事)	高野正徳(理事)
伊藤豊久(理事)	伊藤豊久(理事)
黄瀬 稔(理事)	浜田吉司(理事)
木本啓輔(理事)	益満 亮(理事)
岡田元晴(理事)	小谷久浩(理事)
森 輝重(専務理事)	岡野修久(理事)
渡邊一陽(監事)	廣田 裕(監事)

連合会からのお知らせ

「令和7年度三重県産業安全衛生大会」開催のお知らせ

日 時：令和7年10月1日(水)13:00～
場 所：三重県文化会館 中ホール（津市上津部田1234）
主 催 者：三重労働局ほか県内労働災害防止関係団体
内 容：安全衛生優良事業場等の表彰、特別講演、安全衛生相談、健康測定、保護具等の展示等
特別講演：ウォーキング・ヘルスケアコーチ みのわあい。氏
テ ー マ：「安全第一！健康第一！職場の安全は一人ひとりの健康が守る」（全員参加型）
（県内各労働基準協会において参加（無料）の募集・受付をいたしますので、多くの方々でご参加いただきますようお願い申し上げます。）

講習会（養成講習、特別教育、研修等）予定

	種 別	実施月日	会 場	受講費用
養成講習・特別教育・研修等	安全衛生推進者養成講習	9月25日～26日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,080円
	衛生推進者養成講習	9月24日	津フェニックスビル6階講習会場	9,900円
	安全管理者選任時研修	7月29日～30日	津フェニックスビル6階講習会場	12,650円
	安全管理者選任時研修	10月30日～31日	津フェニックスビル6階講習会場	12,650円
	産業用ロボット教示等業務 特 別 教 育	7月17日～18日	本田技研工業(株)鈴鹿製作所 (研 修 セ ン タ ー)	16,830円
	産業用ロボット教示等業務 特 別 教 育	9月4日～5日	本田技研工業(株)鈴鹿製作所 (研 修 セ ン タ ー)	16,830円
	産業用ロボット教示等業務 特 別 教 育	10月9日～10日	本田技研工業(株)鈴鹿製作所 (研 修 セ ン タ ー)	16,830円
	産業用ロボット業務特別教育 (検 査 ・ 教 示)	7月23日～25日	NDSソリューション(四日市)	35,750円
	化学物質管理者講習(取扱)	7月4日	津フェニックスビル6階講習会場	17,820円
	化学物質管理者講習(取扱)	10月21日	津フェニックスビル6階講習会場	17,820円
	保護具着用管理責任者教育	7月1日	津フェニックスビル6階講習会場	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	7月11日	トラック協会尾鷲研修センター	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	8月14日	津フェニックスビル6階講習会場	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	9月16日	津フェニックスビル6階講習会場	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	10月14日	鈴鹿地域職業訓練センター	18,150円
	マスクフィットテスト実施者養成研修	8月19日	津フェニックスビル6階講習会場	21,780円
	【新設】騒音障害防止管理者教育	7月22日	津フェニックスビル6階講習会場	12,650円
	リスクアセスメント実務研修(中災防と協力)	9月9日	津フェニックスビル6階講習会場	31,680円
	衛生管理者能力向上教育	7月15日～16日	津フェニックスビル6階講習会場	19,250円
	第1種衛生管理者 免許試験受験準備講習	8月20日～22日	津フェニックスビル6階講習会場	20,460円
	第1種衛生管理者 免許試験受験準備講習	10月22日～24日	鈴鹿地域職業訓練センター	20,460円

(1) 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ（ダウンロード可能）し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。

(2) 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。
(FAX申込の方)
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
(Web申込の方)
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
※受付前及び満席後の入金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。

(3) 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することありますのでご了解ください。

(4) 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場（非会員）で一部の受講料が異なります。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場（非会員）は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。

令和7年7月～10月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

	種 別	実施月日	会 場	受講費用
技 能 講 習	プレス機械作業主任者技能講習	7月15日～16日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,740円
	プレス機械作業主任者技能講習	10月23日～24日	津フェニックスビル6階講習会場	14,740円
	乾燥設備作業主任者技能講習	8月28日～29日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
	乾燥設備作業主任者技能講習	10月7日～8日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	7月10日～11日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	7月31日～1日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	8月7日～8日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	8月28日～29日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	9月4日～5日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	9月25日～26日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	10月9日～10日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	10月30日～31日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	7月8日～9日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	7月29日～30日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	8月5日～6日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	9月2日～3日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	10月7日～8日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	10月28日～29日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
	石綿作業主任者技能講習	7月3日～4日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,980円
	石綿作業主任者技能講習	9月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	12,980円
	建築物石綿含有建材調査者講習	8月12日～13日	津フェニックスビル6階講習会場	49,280円
	建築物石綿含有建材調査者講習	10月28日～29日	津フェニックスビル6階講習会場	49,280円
	【新設】工作物石綿事前調査者講習	8月26日～27日	津フェニックスビル6階講習会場	49,280円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者 技 能 講 習	7月23日～25日	北勢自動車協会（四日市）	19,910円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者 技 能 講 習	8月20日～22日	北勢自動車協会（四日市）	19,910円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者 技 能 講 習	9月17日～19日	北勢自動車協会（四日市）	19,910円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者 技 能 講 習	10月15日～17日	北勢自動車協会（四日市）	19,910円
	ガス溶接技能講習	9月20日～21日	ポリテクセンター三重（四日市）	14,630円
	ガス溶接技能講習	10月18日～19日	ポリテクセンター伊勢	14,630円

養成講習、特別教育等については前頁に記載。